

# 入札説明書

(入札実施要領)

京都府民総合交流プラザ（京都テルサ）電話交換機更改工事

(令和3年10月29日付け公告分)

一般財団法人京都府民総合交流事業団

京都府民総合交流プラザ（京都テルサ）電話交換機更改工事について、関係法令に定めるもののほか、次のとおり一般競争入札を実施します。

一般財団法人京都府民総合交流事業団

## 1 工事の概要

### (1) 工事の名称及び数量

京都府民総合交流プラザ（以下「京都テルサ」という。）電話交換機更改工事一式

### (2) 工事の仕様等

別添「京都府民総合交流プラザ（京都テルサ）電話交換機更改工事一式（以下、「仕様書」という。）」のとおり。

### (3) 工事期間

令和4年2月1日から令和4年3月31日まで

### (4) 工事場所

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町 70 番地  
京都テルサ内

### (5) 担当部局

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町 70 番地 京都テルサ内  
（一財）京都府民総合交流事業団 施設担当  
電話番号：075-692-3400  
ファックス：075-692-3402  
電子メール：info@kyoto-terrsa.or.jp

## 2 選定等日程

- |               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| ① 入札説明書の交付期間  | 令和3年10月29日（金）～<br>令和3年11月10日（水）午後5時まで |
| ② 入札参加資格審査の申請 | 令和3年11月10日（水）午後5時まで                   |
| ③ 入札参加資格審査通知  | 令和3年11月12日（金）                         |
| ④ 質疑受付        | 令和3年11月10日（水）午後5時まで                   |
| ⑤ 質疑回答        | 令和3年11月15日（月）                         |
| ⑥ 入札日         | 令和3年11月25日（木）午前11時                    |

## 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たす必要があります。

- ① 京都府の競争入札参加者の資格を得ている者、もしくは、京都府内に営業所があり、当施設において実績がある者。
- ② 京都府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ③ ①で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

- ④ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている団体でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

#### 4 現地見学

現地見学が、参加の条件ではありません。出席しなくても、資格確認申請はできます。現地見学希望者は、次のとおり受け付けます。

(1) 申込期限

令和3年11月5日(金)午後5時

(2) 申込方法

別紙様式1にて、ファックス又は電子メールにより、(一財)京都府民総合交流事業団施設担当に希望日時を提出してください。

(3) 現地見学会開催日時

1回目 令和3年11月5日(金)午後2時～午後4時

2回目 令和3年11月8日(月)午後2時～午後4時

#### 5 入札参加者資格の確認手続き

入札に参加を希望する者は、確認申請書(別紙様式2)及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を次のとおり提出し、入札資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(1) 提出期間

令和3年10月29日(金)～令和3年11月10日(水)午後5時まで

(2) 提出場所 1の(5)に同じ

(3) 確認資料

次の書類を各一部、持参または郵送により提出してください。

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式2)
- ② 工事施工実績調書(別紙様式3)
- ③ 消費税及び地方消費税納税証明書及び府税納税証明書
- ④ 誓約書(別紙様式4)

(4) 確認通知

提出期間内に受け付けた確認申請書については、令和3年11月12日(金)に一般競争入札参加資格通知書(以下「確認結果通知書」という。)を郵送します。

(5) その他

確認申請書等の作成等に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しません。

## 6 入札手続き等

### (1) 入札日時及び受付場所

- ① 日 時 令和3年11月25日(木) 午前11時まで
- ② 場 所 京都テルサ 事務所

### (2) 入札方法

- ① 入札書(別紙様式5)は持参もしくは郵送によることとし、電送による入札は認めません。
- ② 代理人が入札する場合は、委任状(別紙様式6)を提出しなければなりません。さらに、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印しなくてはなりません。
- ③ 入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「京都府民総合交流プラザ(京都テルサ)電話交換機更改工事入札書在中」と記入し、開口部を封印してください。
- ④ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行します。
- ⑤ 入札回数は、1回。入札金額が同額の場合は、見積もり合わせにより決定します。
- ⑥ 入札受付時刻に遅れたときは、入札に参加することができません。

### (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければなりません。

なお、入札書の入札金額については訂正できません。

### (4) 入札書は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り戻しをすることができません。

### (5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

### (6) 入札者は、入札説明書、仕様書及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札してください。この場合において当該仕様書類等に質疑がある場合は、入札執行事務に関係ある職員(以下「入札関係職員」という。)に対して質疑書(別紙様式7)により説明を求めることができます。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

#### ① 質疑書

- ア 提出期限 令和3年11月10日(水) 午後5時
- イ 提出方法 ファックス又は電子メールにより、(一財)京都府民総合交流事業団施設担当に提出してください。
- ウ 提出場所 1の(5)に同じ
- エ 質問様式等 様式は、別紙様式7によりますが、質問内容を端的に表す表現を本文の冒頭に記載してください。

#### ② 回答書

- ア 回答日 令和3年11月15日(月)
- イ 回答方法 ファックス又は電子メールにより、5の(4)により一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付した全者に対して回答します。

#### ③ 質疑及び回答書は、仕様書の一部として、入札条件となります。

#### ④ 質疑及び回答書の提出・回答に応じない者でも、その内容について、全て承知した者として

入札を行います。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(8) 開札

- ① 開札は、6の(1)に掲げる日時以降に行います。ただし、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行います。
- ② 開札場所には、入札者又はその代理人は入場することができません。今回の入札に立合いは求めません。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ② 確認申請書又は確認資料等を提出しなかった者の入札
- ③ 確認申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者の入札
- ④ 委任状を持参しない代理人による入札
- ⑤ 記名押印を欠く入札
- ⑥ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者の入札
- ⑦ 同じ入札に 2 以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- ⑧ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
- ⑨ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

(10) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。  
なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、改めて見積り合わせにより、落札者を決定するものとします。
- ② 落札者は、落札通知を受けた日から 14 日以内に契約を締結しなければなりません。そうでなければ、当該契約の相手方となる資格を失うものとします。

(11) 入札保証金

免除します。ただし、落札者が契約をしない場合は落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収します。

## 7 契約保証金

落札者は、契約金の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければなりません。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認め金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。ただし、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる

とき、もしくはその他契約担当者が必要ないと認めるときは、契約保証金を免除する。

## **8 契約書の作成の要否**

要します。（別添契約書案により作成します。）

## **9 その他**

- （1）落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、入札決定を取り消すことがあります。
- （2）仕様書、回答書等については、入札終了後速やかに返却してください。